

● 1 用語の意義

- (1) 消防機関へ通報する火災報知設備（以下、「火災通報装置」という。）とは、火災が発生した場合、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を通報するとともに通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 手動起動装置とは、火災通報装置専用である押しボタン、通話装置、遠隔起動措置等をいう。
- (3) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に関する情報をいう。
- (4) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (5) NTTアナログ回線とは、NTT東日本のアナログ方式の電話回線をいう。
- (6) デジタル加入回線とは、デジタル方式の電話回線で、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することのできるISDN回線等をいう。
- (7) IP電話回線とは、IP（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線をいう。
- (8) 直収電話とは、NTT以外（KDDI、ソフトバンク等）の電気通信事業者による固定電話（IP電話を除く。）をいう。
- (9) 端末機器とは、電話回線に接続して用いる機器をいう。
- (10) アナログ端末機器とは、端末機器のうち、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。
- (11) TA（ターミナルアダプター）とは、デジタル加入回線に対応する機能を持たない端末機器をデジタル加入回線に接続して使用するための信号変換装置でDSUと組み合わせて使用するものをいう。
- (12) DSU（デジタルサービスユニット）とは、デジタル加入回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でデジタル加入回線の終端に接続するものをいう。
- (13) 消防法施行規則第25条第1項第2号の「消防機関」とは、出張所等を含むものとする。

◇ ●1 平成 29 年 1 月 1 日追加

◇ ●1(13)平成 31 年 4 月 1 日追加

● 2 電話回線との接続

- (1) 火災通報装置に接続できる電話回線は、NTTアナログ回線又はISDN回線のほか、「050」からはじまる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないものの以外のIP電話回線（以下、「IP電話」という。）に接続すること。☆
- (2) ISDN回線に接続する場合には、適合するTAを介して接続すること。（平成12年11月30日消防予第266号消防庁予防課長通知）☆
- (3) IP電話回線を使用する場合にあっては、デジタル信号を伝送する電話回線の部分とアナログ信号を伝送する電話回線の部分からなる屋内のIP電話回線のうち、回線終端装置等からアナログ信号を伝送する電話回線の部分に接続すること。（平成28年8月3日消防予第240号通知消防庁予防課長通知）☆
- (4) 工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等設置届出書等によりダイヤル方式を確認すること。
- (5) 既存の防火対象物で、IP電話等に変更してある場合は、正しく119番通報ができないことを説明し、上記(3)の措置を講ずること。☆

◇ ●2 平成 24 年 1 月 1 日追加

◇ ●2(1)(3)平成 29 年 1 月 1 日追加

◇ ●2(5)平成 29 年 1 月 1 日一部改訂

● 3 蓄積音声情報

火災通報装置に記憶する蓄積音声については、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）によるほか次によること。

- (1) 火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号その他これに関連する内容のうち「その他これに関する情報」とは、「階数（地上〇〇階

- 建て、地下〇〇階）」及び「目標物」であること。
- (2) 当該対象物以外に顕著な目標物がない場合は、「目標物」を省略できるものであること。
- (3) 「電話番号」は、当該防火対象物の火災通報装置が設置してある防災センター等の消防機関からの呼び返しの対応に有効な場所に設置してある電話の電話番号であること。
- (4) 上記蓄積音声情報が30秒以内に収まらない場合は、「目標物」又は「階数」が省略できるものであること。
- (5) 蓄積音声情報例

ア 通報信号音

「ピ、ピ、ピ」、「ピ、ピ、ピ」

※ 直接通報の場合

「ピン ポーン」、「ピン ポーン」

◇イ平成 25 年 9 月 10 日直接通報追加

イ 火災情報 1

「火事です。」、「火事です。」

※ 直接通報の場合

「自動火災報知設備が作動しました。」

◇イ平成 25 年 9 月 10 日直接通報追加

ウ 火災情報 2

「こちらは中央区清五郎 111 番地」  
「いやはやの里」  
「地上 2 階建て、地下 1 階」  
「目標はビッグスワン東側」  
「電話 025-〇〇〇-◇◇◇◇」

エ その他

「逆信してください。」

◇ ●3 平成 25 年 1 月 1 日追加

● 4 火災通報装置 ★

火災通報装置の手動起動装置の操作部及び受話器（下端）は床面からの高さが0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。

◇ ●4 平成 26 年 1 月 1 日追加

● 5 直接通報

自動火災報知設備の火災信号を火災通報装置により直接自動で119番通報することについては、規則第25条、即時通報及び直接通報の承認に関する要綱（昭和63年10月6日新消予第751号）、消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて（平成8年5月20日新消指第206号消防局長通知）によるほか次によること。

- (1) 規則第25条第3項第4号で規定する「防災センター」とは、次のものが該当する。  
ア 総合操作盤が設置されている防災センター  
イ 終日2名（うち1名以上は防災要員であること。）以上が常駐している防災センター（要特例申請）
- (2) 自動火災報知設備の感知器は◇自動火災報知設備●2感知器（10）の例によること。  
◇(1)平成27年1月1日改訂  
◇(2)平成27年1月1日追加
- (3) 自動火災報知設備との接続は、自動火災報知設備受信機の移報端子とすること。
- (4) ◇(4)平成28年4月1日削除
- (5) 連動停止装置は次によること。

ア 受信機の連動停止スイッチを用いる場合は、次によること。

- (7) 火災通報装置専用とすること。  
(1) 連動停止状態である旨の表示を点灯又は点滅若しくは、受信機又は総合操作盤のディスプレイに文字表示をさせること。

イ 自動火災報知設備受信機と火災通報装置の移

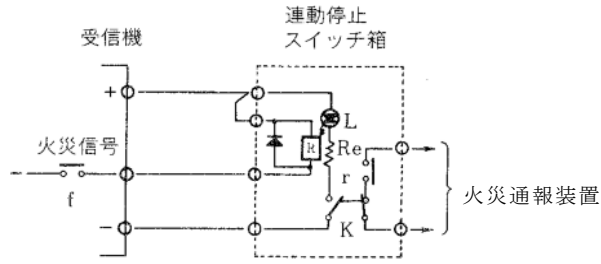
## ◇ 消防機関へ通報する火災報知設備

報回線の途中で別途連動停止装置を設ける場合は、次によること。

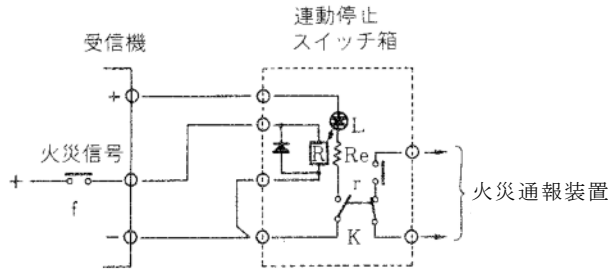
- (ア) 火災通報装置専用とすること。  
 (イ) 同装置を受信機直近の見やすい位置に設置すること。  
 (ウ) 連動停止状態である旨の表示を点灯又は点滅させること。  
 (エ) 電源は、受信機又は火災通報装置から停電時でも供給されるものであること。  
 (オ) 火災通報装置連動停止装置である旨を表示すること。

ウ 連動停止装置を別途設ける場合の配線例

(ア) 受信機に無電圧 a 接点がない場合

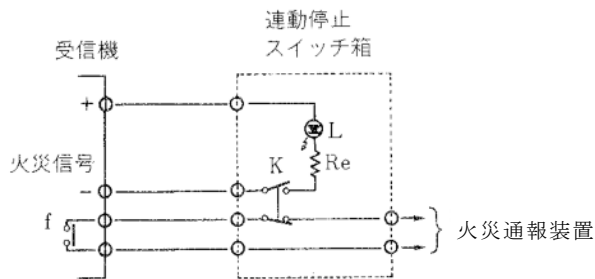


火災信号が有電圧 a 接点で (-)



火災信号が有電圧 a 接点で (+)

(イ) 受信機に無電圧 a 接点がある場合



R : リレー  
 r : R リレー a 接点  
 f : 火災代表信号リレー a 接点  
 L : 連動停止表示灯  
 K : 連動停止スイッチ  
 Re : 抵抗

エ 直接通報とするために、火災通報装置と受信機を接続する工事の取扱い

- (ア) 消防設備士（甲種第 4 類）による自動火災報知設備に係る工事であること。  
 (イ) 受信機の移報端子と火災通報装置を接続すること、又は、移報端子との間に専用遮断スイッチを別に設け、それを介して接続することは、軽微な工事であること。  
 (ウ) 移報端子に空きが無く、受信機（受信機の外部に設ける場合も含む。）に専用の移報信号用リレーユニット等を追加することは、自動火災報知設備の改造に該当し、消防設備士による着工届が必要であること。  
 (エ) 上記(ウ)に係る設置届については、現場検査を

省略することができる。

- (オ) 受信機を設けない特定小規模用自動火災報知設備の直接通報通知別記 1 の表示は、火災通報装置本体又はその下部の見やすい位置に設けること。

◇(6)平成 31 年 4 月 1 日追加

(参考)火災通報装置と受信機を接続する工事に伴う届出書類について

※注意：届出前に消防側と事前協議を行うよう指導すること

(例 1) 火災通報装置の ROM 等書換え（住所、対象物名、目標物等）が必要無い場合

⇒着工届 不要

設置届 必要

・自動火災報知設備(工事種別：その他)

(例 2) 火災通報装置の ROM 等書換え（住所、対象物名、目標物等）が必要な場合

⇒着工届 必要

・消防機関へ通報する火災報知設備(工事種別：その他)

設置届 必要

・自動火災報知設備(工事種別：その他)

・消防機関へ通報する火災報知設備(工事種別：その他)

(例 3) 特定小規模施設用自動火災報知設備と火災通報装置を接続する場合

⇒着工届 不要

設置届 必要(自動火災報知設備(工事種別：その他))

◇●5平成 25 年 9 月 10 日追加

◇●5(参考)平成 31 年 4 月 1 日追加

## ◆ 通知

### ○ 非常通報装置に記憶する蓄積音声情報例及び出動報告について

昭和63年10月14日新指第1167号消防局長

◇平成25年9月10日廃止

### ○ 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて

平成 8 年 5 月 20 日新消指第 206 号消防局長

このことについて、新潟県総務部長を通じて「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成 8 年 2 月 16 日付消防予第 22 号消防庁予防課長通知）が示されたところであるが、当市における取扱いを下記によることとしたので通知します。

記

#### 1 趣旨

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 8 年政令第 20 号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 8 年自治省令第 2 号）が平成 8 年 2 月 16 日付けで公布され、この改正により、消防法施行令（昭和 36 年政令 37 号。以下「令」という。）第 23 条に規定する消防機関へ通報することができる火災報知設備として、一の押しボタンの操作等により消防機関へ通報することができる装置（以下「火災通報装置」という。）が新たに規定されたことに伴い、運用等について定めるものである。

#### 2 火災通報装置の届出、検査等について

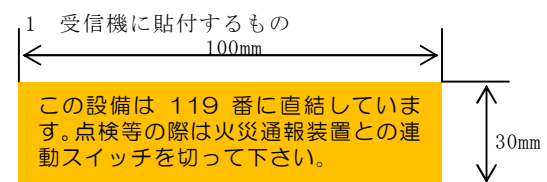
(1) 火災通報装置の設置工事は、電源部分を除き、原則として甲種第 4 類の消防設備士の資格を有する者が行うこと。

(2) 火災通報装置の設置工事を行う場合は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 14 の規定による工事着手の届出が必要であること。

なお、届出書には当該装置の型式、認定番号、設置する通報内容等を明記した書類を添付すること

- と。
- (3) 火災通報装置を設置した場合は、法第 17 条の 3 の 2 の規定による消防用設備等の設置届（以下「設置届」という。）と検査が必要であること。
- (4) 火災通報装置の検査においては、(財)日本消防設備安全センターにおいて認定された機器であること及び蓄積音声情報の内容を確認するとともに通報試験を実施すること。
- なお、蓄積音声情報の通報内容は防火対象物の所在地、名称、階数、目標物及び電話番号とする。
- (5) 火災通報装置の設置時及び点検時において、通報試験を行う場合は、あらかじめその旨を必ず指令課に連絡すること。
- 3 火災通報装置の設置基準等について
- (1) 火災通報装置は、防災センター等常時人のいる場所に設置することとし、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。
- なお、防災センター等が複数ある場合は一つの場所には本体を設け、それ以外の場所に遠隔起動装置の設置を指導すること。
- (2) 火災通報装置の起動は、原則として手動起動装置によって行うものであること。ただし、設置後において次のすべての条件に適合するものにあつては、自動火災報知設備と連動させることができるものとする。
- ア 法第 17 条及び法第 17 条の 3 の 3 の規定により自動火災報知設備が適正に設置され、かつ、点検及び報告が行われていること。
- イ 自動火災報知設備には 次のいずれかにより非火災報対策が講じられていること。
- (ア) 蓄積式又はアナログ式受信機
- (イ) 蓄積附加装置
- (ウ) 感知器の選択設置
- ウ 自動火災報知設備が作動した場合に消防の呼び返しに対し、確実に応答できる体制が確立されている等、防火管理業務が適正に実施されていること。
- (3) 自動火災報知設備と連動させる場合は、誤操作等を防止するため、受信機及び発信機の前面には別記 1 の注意書を貼付すること。
- (4) 火災通報装置は、利用度の最も低い加入電話線の構内交換機等と電話局との間に接続し、構内交換機等の内線には接続しないこと。
- (5) 火災通報装置と電話回線の接続には試験装置の接続に対応するため通信コネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合において、火災通報装置の信号が外部に送出されないように切替スイッチを設ける等の措置を講じること。
- (6) 火災通報装置の電源は、配電盤又は分電盤からの専用回路とし、開閉器には、火災通報装置専用である旨の表示をすること。
- (7) 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、消防法施行規則第 12 条 1 項第 5 号の規定によること。
- 4 直接通報に使用される火災通報装置及び既設の非常通報装置の取扱いについて
- (1) 直接通報に使用される火災通報装置の取扱い
- 即時通報及び直接通報の承認に関する要綱（昭和 63 年 10 月 6 日付新予第 751 号）第 4 条に基づき承認される直接通報における通報装置で、令第 23 条第 1 項に規定する防火対象物に設置されるものにあつては、令第 23 条に規定する消防機関へ通報する火災通報装置が設置されているものとして取扱うものであること。
- (2) 既設の非常通報装置の取扱い
- 平成 8 年 3 月 31 日現在、届出されている既設の非常通報装置の取扱いは、次による。
- ア 令第 23 条第 1 項に規定する防火対象物に設置されているものにあつては、令第 23 条に規定する消防機関へ通報する火災通報装置が設置されているものとして取扱うものであること。

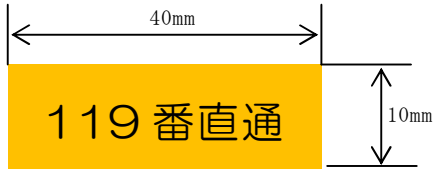
- イ 令第 23 条第 1 項に規定する防火対象物以外の防火対象物に設置されているものにあつては、自主設置の火災通報装置が設置されているものとして取扱うものであること。
- ウ ア及びイの取扱いに係る新たな設置届は、必要ないものであること。
- 5 自主設置の火災通報装置の取扱いについて
- 令第 23 条の適用を受けない防火対象物に火災通報装置を設置する場合であっても、本通知の内容も含めて、法令基準に準じて指導すること。
- 6 設置に係る特例について
- (1) 既存防火対象物に係る特例
- 平成 8 年 4 月 1 日において、現に存在する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物については、平成 10 年 3 月 31 日までに令第 23 条第 1 項に基づき消防機関へ通報することができる火災報知設備を設置することが必要とされているが、次に掲げるものに該当する場合は、令第 32 条を適用し当該設備を設置しないことができるものとする。
- ア 次のいずれかに該当する防火対象物で、常時人のいる場所に、常時消防機関へ通報することができる電話が設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（防火対象物の所在地、名称、階数、目標物及び電話番号をいう。以下同じ。）が明示されているもの
- (ア) 令別表第 1(5)項イ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、宿泊室数が 10 以下であるもの
- (イ) 令別表第 1(6)項イ（複合用途防火対象物の当該適用部分を含む。）のうち、病床数が 19 床以下であるもの【令別表第 1(6)項イ(1)及び(2)に対する特例の適用は廃止。参考：平成 27 年 3 月 27 日消防予第 130 号】
- 平成 31 年 4 月 1 日訂正
- (ウ) 平成 25 年 9 月 10 日廃止
- イ ア以外の防火対象物で次のすべて要件に該当するもの
- (ア) 消防機関へ常時通報することができる電話が防災センター等常時人のいる場所に設置されていること。
- (イ) 電話付近に通報内容が明示されていること。
- (ウ) 通報訓練が年 2 回以上、定期的に行われていること。
- (エ) 防災センター等には、火災初期対応を行うため 24 時間体制で複数の勤務員が確保されていること。
- (2) 新規防火対象物に係る特例
- 平成 8 年 4 月 1 日以降令第 23 条第 1 項に基づき、新たに消防機関に通報する火災報知設備を設置することとなる防火対象物のうち、(1)アに掲げるものにあつては令第 32 条を適用し、設置しないことができるものとする。
- 7 その他
- (1) 火災通報装置の設置に当たっては別記 2 の内容について関係者に指導すること。
- (2) 既存の防火対象物に対する令第 32 条の適用に当たっては、火災通報装置特例適用申請（別記様式第 1 号、第 2 号）により申請させるものとする。
- (3) 平成 25 年 9 月 10 日廃止
- 別記 1
- 自動火災報知設備と連動させる場合の注意書



(例) 地 ……黄色 ※色は問わない、ただし  
文字 ……黒色 2 色とすること。

# ◇ 消防機関へ通報する火災報知設備

## 2 発信機に貼付するもの



(例) 地 ……黄色 ※色は問わない、ただし  
文字 ……黒色 2色とすること。

### 別記 2

#### 火災通報装置設置時の指導事項

- 1 火災の通報のみに使用できるものであり、救急要請又は救助要請等の通報は、一般加入電話によること。
- 2 火災通報装置は、当該設備を設置した防火対象物の火災の通報のみに使用できるものであり、他棟の火災通報は、一般電話によること。
- 3 火災通報装置により通報した後において、誤報が判明した場合には速やかに送受話器により訂正を行う必要があること。
- 4 火災通報装置により通報した後において、当該火災に関する具体的な内容について消防機関から呼び返しが行われること。
- 5 火災通報装置は、法第17条の3の3の規定により、定期的な点検とその結果についての報告が必要であること。
- 6 火災通報装置を廃止したときは、消防機関へ連絡すること。

別記様式第1号

平成 年 月 日

(あて先)  
新潟市消防長 (新潟市 消防署長)

申請者  
住 所  
氏 名  
印

火災通報装置特例適用申請

下記の防火対象物の火災通報装置について、消防法施行令第32条に規定する特例基準の適用を受けたいので申請します。  
なお、規模等に変更を生じ、特例基準に適合しなくなった場合は、消防法令の基準に基づき設置します。

記

|                   |  |            |      |    |   |
|-------------------|--|------------|------|----|---|
| 防火対象物             | 所在地  | 新潟市        | 電話   | —  | 番 |
|                   | 名称   |            |      |    |   |
|                   | 用途   | 政令別表第1( )項 |      |    |   |
| 構造・規模             | 造  | 地上         | 階    | 地下 | 階 |
|                   | 建築面積   | ㎡          | 延べ面積 | ㎡  |   |
| 宿泊室( )・病床( )・通所施設 |  |            |      |    |   |
| 特例を受けるための措置       | 1 常時人がいる場所に電話を設置する。<br>2 電話付近に次の通報内容を明示する。<br>「火災である旨・所在地・名称・階数・目標・電話番号」 |            |      |    |   |
| ※ 受付欄             | ※ 経過欄  |            |      |    |   |

備考 1 宿泊室・病床・通所施設欄は、防火対象物の用途により、該当する項目に○印を付すとともに( )内に数を記入すること。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第2号

平成 年 月 日

(あて先)  
新潟市消防長 (新潟市 消防署長)

申請者  
住 所  
氏 名  
印

火災通報装置特例適用申請

下記の防火対象物の火災通報装置について、消防法施行令第32条に規定する特例基準の適用を受けたいので申請します。  
なお、規模等に変更を生じ、特例基準に適合しなくなった場合は、消防法令の基準に基づき設置します。

記

|                   |  |            |      |    |   |
|-------------------|--|------------|------|----|---|
| 防火対象物             | 所在地  | 新潟市        | 電話   | —  | 番 |
|                   | 名称   |            |      |    |   |
|                   | 用途   | 政令別表第1( )項 |      |    |   |
| 構造・規模             | 造  | 地上         | 階    | 地下 | 階 |
|                   | 建築面積   | ㎡          | 延べ面積 | ㎡  |   |
| 宿泊室( )・病床( )・通所施設 |  |            |      |    |   |
| 特例を受けるための措置       | 1 常時人がいる場所に電話を設置する。<br>2 電話付近に次の通報内容を明示する。<br>「火災である旨・所在地・名称・階数・目標・電話番号」<br>3 通報訓練を年2回以上実施する。<br>4 火災初期対応を行うため、24時間体制で複数の勤務員を確保する。 |            |      |    |   |
| ※ 受付欄             | ※ 経過欄  |            |      |    |   |

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

## ○ 既存防火対象物に係る火災通報装置の特例の運用について

平成8年8月21日新消指第616号消防局長

消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについては、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年5月20日付け新消指第206号、以下「206号通知」という。)により、運用することとしたところであるが既存防火対象物に係る火災通報装置の特例については、下記事項に留意し運用されるよう通知します。

### 記

#### 1 小規模防火対象物等について

206号通知、6、(1)アに該当する防火対象物で、電話が設置されている等一定の条件が満たされている場合は消防法施行令第32条(以下「令32条」という。)を適用し、火災通報装置の設置を免除するものとする。

ただし、防火対象物の規模、構造、利用形態及び勤務人員等を総合的に勘案し、火災通報装置の設置が必要と認められるものにあつては、この限りではない。

#### 2 大規模防火対象物等について

206号通知、6、(1)イに該当する防火対象物で、(ア)から(エ)までの全てに適合するものにあつては、令第32条を適用して火災通報装置の設置を免除するものとする。

なお、これに該当する防火対象物は、比較的大規模なものであるが、ソフト及びハードの両面で確実に火災通報ができる体制が確保できている場合をいうものであること。

## ○ 火災通報装置の設置に係る指導について

平成 9 年 1 月 22 日新消指第 1427 号消防局長

火災通報装置の取扱いについては、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成 8 年 5 月 20 日付新消指第 206 号。以下「206 号通知」という。）及び「既存防火対象物に係る火災通報装置の特例の運用について」（平成 8 年 8 月 21 日付新消指第 616 号。以下「616 号通知」という。）により運用しているところですが、今般「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成 8 年 8 月 19 日付消防予第 164 号消防庁予防課長通知）に基づき、火災通報装置に係る指導を下記のとおりとしたので通知します。

記

### 1 火災通報装置の設置が省略できる防火対象物に対する設置の指導について

消防法施行令第 23 条第 1 項の規定により、消防機関に通報する火災報知設備の設置が義務づけられる防火対象物のうち、同条第 3 項の規定により消防機関に常時通報することができる電話を設置することにより、代替が認められている防火対象物であっても、火災通報装置の有効性に鑑み、防火対象物の状況に応じて設置の指導をすること。

### 2 自主設置の火災通報装置に係る届出、検査、点検について

自主的に火災通報装置を設置する防火対象物については、206 号通知 5 の規定により、関係者に対して法令基準に準じて届出、検査、点検するよう指導すること。

### 3 その他

206 号通知、616 号通知及びこの通知の実施に伴い、「旅館、ホテル及び社会福祉施設に係る非常通報装置の対応について」（昭和 62 年 9 月 7 日付新予第 679 号通知）は廃止するものとする。

## ○ 火災通報装置の通報内容の書換について

平成 19 年 5 月 22 日消防局設備保安課事務連絡

平成 19 年 4 月 1 日に新潟市が政令市に移行したことに伴い、住所変更（区名の付加等）があり、既存防火対象物における火災通報装置の通報内容の書換について、下記のとおり運用するので取扱いに留意願います。

記

### 1 関係者及び設備業者からの問い合わせがあった場合

通報内容の書換については、関係者に対して費用負担となるため、速やかに改修はできないが、指令課の発信地表示システムの不具合が全く無いわけではなく、また、119 番通報受付の一元化により区名の重用性に鑑み、通報内容の書換はしなければならない。よって、定期点検時又は改修時等に併せて書き換えるように指導する。

## ○ 特例認定を受けた火災通報装置の設置について

平成 22 年 8 月 23 日設備保安課長事務連絡

「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 19 年 6 月 13 日政令第 179 号）により、消防法施行令別表第一(6)項ロに掲げる防火対象物については、その規模にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が義務付けられるとともに、「火災通報装置の基準の一部を改正する件」（平成 20 年消防庁告示第 29 号）が平成 20 年 12 月 26 日に公布されております。

今回の改正告示基準により、令別表第一(6)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 平方メートル未満のものに設けることができるハンズフリー通話機能を有する火災通報装置（以下「特定火災通報装置」）が新たに規定されました。

今般、財団法人日本消防設備安全センターにて、別添資料の製品が特定火災通報装置として認定を取得し

ましたが、当該製品にあつては告示基準第 3「火災通報装置の構造、性能等」5. (3)の蓄積音声情報の規定の一部適合していないことから、告示基準第 4「その他の火災通報装置に係る基準の特例」を適用し、特例認定の条件として、設置に際しては消防機関の了承を得られた場合のみ設置することができるとされています。

当該製品にあつては、119 番通報受信時に一番を確認したい防火対象物の住所や建物名称の音声情報は発信されず、5 桁の ID コード番号と電話番号を音声情報として発信する装置であることから、防火対象物の特定が困難になること等により、設置を認めないこととしますので、留意していただきますようお願いいたします。

## ○ 災害弱者施設に対する直接通報の指導強化及び運用について

平成 25 年 9 月 10 日新消査第 58 号・新消設第 267 号  
消防局長

このことについて、自動火災報知設備の火災信号により自動で 119 番通報をすることは、従前から即時通報及び直接通報の承認に関する要綱（昭和 63 年 10 月 6 日新予第 751 号。以下「直接通報要綱」という。）により運用願っているところですが、平成 18 年の長崎県大村市における高齢者グループホーム火災以後も札幌市、渋川市、更に本年 2 月には長崎市でも類似施設の火災により多数の死者が発生していることから、速やかな通報による被害の軽減を図るため、下記のとおり災害弱者施設への直接通報の導入を強化することとしましたので通知します。

記

### 1 強化対象

(1) 消防法施行令別表第 1 (6) 項ロに掲げる用途が存する防火対象物（以下「(6) 項ロ等防火対象物」という。）

(2) 同表 (6) 項ハに掲げる用途が存する防火対象物のうち、収容者が就寝の用に供するもので、関係者が特に直接通報を希望するもの

### 2 直接通報

(6) 項ロ等防火対象物の直接通報に係る取り扱いは、次によること。

(1) 直接通報要綱第 2 条第 3 号の規定に拘わらず、夜間、休日等において有人であっても直接通報ができるものであること。

(2) 直接通報要綱第 4 条及び第 6 条の規定に拘わらず、承認及び消防局長への報告は不要であるが、直接通報とした場合は次により記録しておくこと。

ア (略)

イ (略)

(3) 自動火災報知設備の火災信号を火災通報装置により直接自動で 119 番通報することについては、直接通報要綱第 5 条（同条第 1 項第 3 号、同項第 4 号及び第 3 項を除く。）の規定によるほか次によること。

ア 「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成 8 年 5 月 20 日付け消防局長通知。以下「火災通報通知」という。）」（別添 1）

イ 「直接通報の留意事項」（別添 2）

(4) この通知の運用期日において、現に直接通報としているものについては、上記の直接通報の留意事項によらないことができる。

### 3 その他

(1) 火災通報通知第 6 第 1 号ア(イ)の規定は廃止する。

(2) 火災通報通知第 7 第 3 号の規定は廃止する。

(3) 非常通報装置に記憶する蓄積音声情報例及び出動報告について（昭和 63 年 10 月 14 日付け新指第 1167 号消防局長通知）は廃止する。

(4) 関係者に対してリーフレット（別添 3）を活用し、直接通報の意義、非火災報対策及び自動火災報知設備が作動した時に速やかに応答できる体制の確立等を説明すること。

### 4 運用期日等



## ◇ 消防機関へ通報する火災報知設備

この通知の運用期日は平成 25 年 10 月 1 日からとする。

別添 1 (略)

別添 2

火災通報装置の留意事項

自動火災報知設備の火災信号を火災通報装置により直接自動で 119 番通報することについては、即時通報及び直接通報の承認に関する要綱(昭和 63 年 10 月 6 日新消予第 751 号)、消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて(平成 8 年 5 月 20 日新消指第 206 号消防局長通知)によるほか次によること。

1 自動火災報知設備との接続は、自動火災報知設備受信機(以下「受信機」という。)の移報端子(移報端子に空きが無い場合は除く。)とすること。

2 自動火災報知設備の作動と連動して自動的に作動した場合の火災通報装置の通報信号音は、基本周波数の異なる二つの周期的複合波をつなぎ合わせた信号音(ピン、ポーン)を 2 回反復したものとすること。この場合における基本周波数は、概ね次のとおりとすること。

第1音「ピン」 :  $f1=1,056\text{Hz}$

第2音「ポーン」 :  $f2=880\text{Hz}$

ただし、 $f1$  と  $f2$  の音程の比 ( $f1/f2$ ) は、 $6/5$  とすること。

3 連動停止装置は次によること。

(1) 受信機の連動停止スイッチを用いる場合

ア 火災通報装置専用とすること。

イ 連動停止状態である旨の表示を点灯又は点滅、若しくは受信機又は総合操作盤のディスプレイに文字表示をさせること。

(2) 受信機と火災通報装置の移報回線の途中に別途連動停止装置を設ける場合

ア 火災通報装置専用とすること。

イ 同装置を受信機直近の見やすい位置に設置すること。

ウ 連動停止状態である旨の表示を点灯又は点滅させること。

エ 電源は、受信機又は火災通報装置から停電時でも供給されるものであること。

オ 火災通報装置連動停止装置である旨を表示すること。

(3) 連動停止装置を別途設ける場合の配線例

ア 受信機に無電圧 a 接点がない場合(略)

イ 受信機に無電圧 a 接点がある場合(略)

4 直接通報とすること、火災通報装置と受信機を接続する工事の取扱い

(1) 消防設備士(甲種第 4 類)による自動火災報知設備に係る工事であること。

(2) 受信機の移報端子と火災通報装置を接続すること、又は、移報端子との間に専用遮断スイッチを別個に設け、それを介して接続することは、軽微な工事であること。

(3) 移報端子に空きが無く、受信機(受信機の外部に設ける場合も含む。)に専用の移報信号用リレーユニット等を追加することは、自動火災報知設備の改造に該当し、消防設備士による着工届が必要であること。

(4) 上記(3)に係る設置届については、現場検査を省略することができる。

5 非火災報対策

(1) 誤操作による 119 番通報を防止するため、従業員に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取り扱いについて習熟させる必要があること。

(2) 非火災報と判明したときは、直ちに消防機関に、その旨を通報する必要があること。

(3) 点検等で自動火災報知設備等を作動させる場合は、専用のスイッチにより火災通報装置が起動しないよう連動遮断を必要があること。

(4) 非火災報が発生した場合は、その原因を調査して適切な感知器との交換等、非火災報対策を講じる必要があること。

別添 3 (略)

## ○ 直接通報強化通知の一部変更について(事務連絡)

平成 25 年 10 月 31 日設備保安課長

このことについて、直接通報の強化については「災害弱者施設に対する直接通報の指導強化及び運用について(平成 25 年 9 月 10 日付け新消査第 58 号・新消設第 267 号消防局長通知。以下「直接通報強化通知」という。))により運用願っているところですが、下記のとおり、その運用等について一部変更をしたのでお知らせします。

記

1 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて(平成 8 年 5 月 20 日付け消防局長通知。以下「火災通報通知」という。)の運用について

火災通報通知中、3(3)に「自動火災報知設備と連動させる場合は、誤操作等を防止するため、受信機及び発信機の前面には別記 1 の注意書を貼付すること。」とありますが、発信機に貼付するものについては、白地に赤文字も可とする。

2 リーフレット

(1) 直接通報強化通知別添 3 のリーフレットは別添 1 のリーフレットに変更する。

(2) 消防同意及び検査時に添付又は手交するリーフレットは別添 2 のリーフレットに変更する。

3 運用期日等

この運用期日は事務連絡の日からとする。

## ○ ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置の蓄積音声情報送出に係る設定について

平成 26 年 1 月 21 日新消設 342 号設備保安課長

消防法施行令別表第 1 (6) 項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が 500 平方メートル未満のものに設けることができるハンズフリー通話機能を有する火災通報装置(以下「特定火災通報装置」という。)については、「火災通報装置の基準」(平成 8 年 2 月 16 日消防庁告示第 1 号。以下「告示基準」という。)に定められており、一般財団法人日本消防設備安全センターにて認定を取得した機器が販売されています。

今般、一部機器について、告示基準第 3 「火災通報装置の構造、性能等」4 の蓄積音声情報の送出が常に冒頭からはじまるものであっても、音声の送出が複数回行われるよう初期設定されていることが確認されました。

この設定では、特定火災通報装置から音声情報を送出している間は電話回線が開放されず、消防機関側からの操作による呼び返し信号の送出ができないため、建物関係者への応答時間の遅延が予想されることから、特定火災通報装置の蓄積音声情報送出に係る設定を下記のとおりとしましたので通知します。

記

1 対象特定火災通報装置

特定火災通報装置のうち、一区切りの蓄積音声情報の送出が常に冒頭からはじまるもの。

2 蓄積音声情報の設定

蓄積音声情報の送出を 1 回とすること。

3 その他

既に複数回の送出となっているものは、点検等の際上記 2 の設定に変更するよう指導すること。

4 運用期日等

この運用は通知の日からとする。

## ○ 消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について(通知)

平成 28 年 12 月 7 日消防局長

このことについて、消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 28 年総務省令第 10 号。以下「改正省令」という。)及び火災通報装置の基準の一部を改正する件(平成 28 年消防庁告示第 6 号。以下「改正告示」という。)の公布については、「消防法施

行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の公布について」（平成 28 年 2 月 24 日付け消防予第 49 号）により通知したところですが、改正省令により改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）及び改正告示による改正後の火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示第 1 号。以下「基準告示」という。）の運用について示されたことから、当局におけるそれらの運用を下記のとおりとしたので通知します。

## 記

- 1 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係
  - (1) 規則第 25 条第 3 項第 2 号に規定する「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ電話回線のほか、「050」から始まる番号を有する IP 電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外の IP 電話回線が該当するものであること。
  - (2) 規則第 25 条第 3 項第 3 号は、火災通報装置の接続箇所について規定したものであり、電話回線を適切に使用することができる部分とは、電話回線のうち、火災通報装置が送出する信号を適切に消防機関に伝送できる部分を指すものであること。具体的には、アナログ電話回線を使用する場合は従前のおり屋内の電話回線のうち電話機等と電話局の間となる部分を指し、また、IP 電話回線を使用する場合にあっては、デジタル信号を伝送する電話回線の部分とアナログ信号を伝送する電話回線の部分からなる屋内の IP 電話回線のうち、回線終端装置等（基準告示第 3 第 16 号に規定する回線終端装置等をいう。以下同じ。）からアナログ信号を伝送する電話回線の部分を指すものであること。（別添 1 略）
  - (3) 規則第 25 条第 3 項第 3 号に規定する「他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分」とは、電話回線のうち当該火災通報装置が送出する信号が電話機、ファクシミリ等の通信機器を経由して消防機関に伝送されることとなる部分に火災通報装置を接続すると、当該通信機器が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれがあることから、当該部分以外の部分を指すこと。（別添 1 略）  
 なお、回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子があり（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同様の機能を有する場合を含む。）火災通報装置が接続されている端子以外の端子に通信機器等を接続する場合があるが、当該通信機器等による通信は、火災通報装置による通報・通話に影響を及ぼすおそれはないものであること。
  - (4) 規則第 25 条第 3 項第 4 号イ（基準告示第 3 第 17 号において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する「配線の接続部分が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、別添 2 に掲げる措置が講じられている場合等が考えられること。また、「配線の接続部分」とは、常用電源が供給される配線（回線終端装置等にあっては、3 で示す予備電源に係る配線を含む。）のコンセント部分を含む全ての脱着可能な接続部のことであること。
  - (5) 規則第 25 条第 3 項第 4 号ロ（基準告示第 3 第 17 号において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する「表示」の方法については、赤色のビニルテープに火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を黒文字で記載し、接続部等に貼り付けること。  
 なお、当該記載内容は、常時明確に判断できる状態を維持することが重要であること。
- 2 火災通報装置の構造、性能等関係

- (1) 基準告示第 3 第 16 号に規定する「予備電源」には市販されている無停電電源装置（以下「UPS」という。）を使用することが考えられること。
- (2) 共同住宅等においては配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸棟内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられることがあり、その場合、共用部分の回線終端装置等にも予備電源の設置が必要となること。（別添 3 略）
- 3 その他  
 UPS が基準告示第 3 第 17 号において読み替えて準用する基準告示第 3 第 12 号(一)に規定する容量を有するものであることの確認方法については、（別添 4 略）に示す方法が考えられること。
- 4 運用期日等  
 この運用は通知の日とする。

◇ 消防機関へ通報する火災報知設備